

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則  
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則 一
- 福島県公有財産規則の一部を改正する規則 二
- 訓 令
- 福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令 八
- 福島県教育委員会 八
- 福島県教育委員会 八
- 福島県公安委員会 八
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 九

## 規 則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第七号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線又は下線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線又は下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる

対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
補償の内容	<p>第三条 条例第三条第二項の規定による公務上の災害又は通勤による災害の認定の通知は、<b>公務</b> 災害補償通知書（第二号様式）により行う。</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものいづれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等とその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 実施機関の職氏名 二 五（略） 別表第一（第一条の二関係） 一 七（略）</p> <p>八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p> <p>第2号様式（第3条関係） （表） （略） （裏）</p>	<p>第三条 条例第三条第二項の規定による公務上の災害又は通勤による災害の認定の通知は、<b>公務</b> 災害補償通知書（第二号様式）により行う。</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたものいづれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等とその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 実施機関の長の職氏名 二 五（略） 別表第一（第一条の二関係） 一 七（略）</p> <p>八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（<b>解離性大動脈りゅうを含む。</b>）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p> <p>第2号様式（第3条関係） （表） （略） （裏）</p>
補償の内容		

- 1 あなたが被災職員である場合
- (1)～(4) (略)
- (5) 障害補償年金前払一時金  
年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けられます。なお、年金の支給は、一定期間停止されることとなります。
- (6) (略)
- 2 あなたが被災職員以外の者である場合
- (1) (略)
- (2) 遺族補償年金前払一時金  
あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けられます。なお、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることとなります。
- (3) (略)
- (4) 障害補償年金差額一時金  
あなたが障害補償年金の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償前払金一時金の合計額が、条例に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けられます。
- (5) 未支給の補償  
あなたが補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかつた分がある場合は、

- 1 あなたが被災職員である場合
- (1)～(4) (略)
- (新設)
- (5) (略)
- 2 あなたが被災職員以外の者である場合
- (1) (略)
- (新設)
- (2) (略)
- (新設)
- (新設)

<p>その未支給分の補償を受けることができません。</p>	
<p>第15号様式 (第12条関係) (略)</p> <p>(略)</p> <p>県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により上記のとおり支給します。</p> <p>(実施機関の職氏名) 印</p>	<p>第15号様式 (第12条関係) (略)</p> <p>(略)</p> <p>県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により上記のとおり支給します。</p> <p>(実施機関の長の職氏名) 印</p>
<p>[注意事項]</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この証書を亡失したり損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引き換えに新しい証書を交付します。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>[注意事項]</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この請求書を亡失したり損傷したときは、再交付を実施機関に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引き換えに新しい証書を交付します。</p> <p>5～7 (略)</p>

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、令和三年九月十五日から適用する。

(職員業務課福利厚生室)

**福島県規則第八号  
福島県公有財産規則の一部を改正する規則**

福島県公有財産規則(平成三年福島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

<p>様式第1号 (第17条関係) 寄 附 申 込 書 年 月 日</p> <p>福島県知事 福島県教育委員会教育長 (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p> <p>住所 申込者 氏名 〔法人にあっては、その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名〕</p> <p>下記のとおり財産を寄附します。</p> <p>記</p> <p>(略)</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第2号 (第17条関係) 寄 附 受 納 書 第 年 月 日 号</p>	<p>様式第1号 (第17条関係) 寄 附 申 込 書 年 月 日</p> <p>福島県知事 福島県教育委員会教育長 (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p> <p>住所 申込者 氏名 〔法人にあっては、その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名〕</p> <p>下記のとおり財産を寄附します。</p> <p>記</p> <p>(略)</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第2号 (第17条関係) 寄 附 受 納 書 第 年 月 日 号</p>
--	--

<p>様</p> <p>福島県知事 ㊦</p> <p>(福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p> <p>年 月 日付けで寄附申込みを受けた財産を下記により受納します。</p> <p>記</p> <p>(略)</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第3号 (第19条関係) 財 産 受 入 書 第 年 月 日 号 様 福島県知事 ㊦</p>	<p>様</p> <p>福島県知事 ㊦</p> <p>(福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p> <p>年 月 日付けで寄附申込みを受けた財産を下記により受納します。</p> <p>記</p> <p>(略)</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第3号 (第19条関係) 財 産 受 入 書 第 年 月 日 号 様 福島県知事 ㊦</p>
--	--

<p>〔福島県教育委員会 の所管に属する公 所の長 （福島県 警察署長）〕</p>	<p>下記のとおり財産を受け入れました。</p>	<p>記</p> <p>(略)</p>	<p>〔福島県教育委員会 の所管に属する公 所の長 （福島県 警察署長）〕</p>	<p>下記のとおり財産を受け入れました。</p>	<p>記</p> <p>(略)</p>
<p>様 (申請者)</p> <p>下記のとおり公有財産の所管換えを申請します。</p> <p>記</p> <p>(略)</p>	<p>年 月 日</p> <p>(引受者) 様</p> <p>(引継者)</p> <p>上記の公有財産の引継ぎを受けました。</p> <p>備考 1 (略)</p>	<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いること。</p> <p>様式第6号 (第28条、第30条関係) (その1) 公有財産引継書</p> <p>年 月 日</p> <p>(引受者) 様</p> <p>(引継者)</p> <p>下記の公有財産の引継ぎをします。</p> <p>記</p> <p>(略)</p>	<p>様 (申請者)</p> <p>下記のとおり公有財産の所管換えを申請します。</p> <p>記</p> <p>(略)</p>	<p>年 月 日</p> <p>(引受者) 様</p> <p>(引継者) 様</p> <p>上記の公有財産の引継ぎを受けました。</p> <p>備考 1 (略)</p>	<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いること。</p> <p>様式第6号 (第28条、第30条関係) (その1) 公有財産引継書</p> <p>年 月 日</p> <p>(引受者) 様</p> <p>(引継者) 様</p> <p>下記の公有財産の引継ぎをします。</p> <p>記</p> <p>(略)</p>
<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いること。</p> <p>様式第4号 (第27条関係) 公有財産使用承認書</p> <p>年 月 日</p> <p>様 (財産管理者)</p> <p>年 月 日付けで申出のあった公有財産の使用について、下記により承認します。</p> <p>記</p> <p>1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いること。</p> <p>様式第5号 (第28条関係) 公有財産所管換申請書</p> <p>年 月 日</p>	<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いること。</p> <p>様式第4号 (第27条関係) 公有財産使用承認書</p> <p>年 月 日</p> <p>様 (財産管理者)</p> <p>年 月 日付けで申出のあった公有財産の使用について、下記により承認します。</p> <p>記</p> <p>1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いること。</p> <p>様式第5号 (第28条関係) 公有財産所管換申請書</p> <p>年 月 日</p>	<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いること。</p> <p>様式第6号 (第28条、第30条関係) (その1) 公有財産引継書</p> <p>年 月 日</p> <p>(引受者) 様</p> <p>(引継者)</p> <p>下記の公有財産の引継ぎをします。</p> <p>記</p> <p>(略)</p>	<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いること。</p> <p>様式第6号 (第28条、第30条関係) (その1) 公有財産引継書</p> <p>年 月 日</p> <p>(引受者) 様</p> <p>(引継者) 様</p> <p>下記の公有財産の引継ぎをします。</p> <p>記</p> <p>(略)</p>		

<p>2 (略)</p> <p>3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列 4番とし、縦長にして用いること。 (その2) 公有財産引継書 年 月 日 文書管財総室財産管理課長 様 (引継者) 下記の公有財産を引継ぎます。</p> <p>(略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列 4番とし、縦長にして用いること。 (その2) 公有財産引継書 年 月 日 文書管財総室財産管理課長 様 (引継者) ㊦ 下記の公有財産を引継ぎます。</p> <p>(略)</p>	<p>住所 申請者 氏名 法人にあつては、 その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名</p> <p>申請者 住所 氏名 法人にあつては、 その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列 4番とし、縦長にして用いること。 様式第8号 (第35条関係) 行政財産使用許可変更申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p>	<p>住所 申請者 氏名 法人にあつては、 その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名</p> <p>申請者 住所 氏名 法人にあつては、 その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列 4番とし、縦長にして用いること。 様式第8号 (第35条関係) 行政財産使用許可変更申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長) 属する公所の長) (福島県 警察署長)</p>
<p>(引継者) 様 文書管財総室財産管理課長 上記の公有財産の引継ぎを受けました。 備考 1 (略) 2 (略) 3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列 4番とし、縦長にして用いること。 様式第7号 (第33条関係) 行政財産使用許可申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p>	<p>(引継者) 様 文書管財総室財産管理課長 ㊦ 上記の公有財産の引継ぎを受けました。 備考 1 (略) 2 (略) 3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列 4番とし、縦長にして用いること。 様式第7号 (第33条関係) 行政財産使用許可申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長) 属する公所の長) (福島県 警察署長)</p>	<p>住所 申請者 氏名 法人にあつては、 その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名</p> <p>申請者 住所 氏名 法人にあつては、 その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列 4番とし、縦長にして用いること。 様式第8号 (第35条関係) 行政財産使用許可変更申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p>	<p>住所 申請者 氏名 法人にあつては、 その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名</p> <p>申請者 住所 氏名 法人にあつては、 その所在地、名称並びに代表者の職及び氏名</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列 4番とし、縦長にして用いること。 様式第8号 (第35条関係) 行政財産使用許可変更申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長) 属する公所の長) (福島県 警察署長)</p>

<p>年 月 日付け福島県指令 第 号による行政財産の使用許可について、下記のとおり変更を許可してください。</p> <p>(略)</p>	<p>年 月 日付け福島県指令 第 号による行政財産の使用許可について、下記のとおり変更を許可してください。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第9号(第40条関係) 公有財産借受等申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p>	<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第9号(第40条関係) 公有財産借受等申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長) (福島県教育委員会の所管に 属する公所の長) (<u>福島県 警察署長</u>)</p>	<p>備考 1 (略) 2 (略) 3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第13号(第53条関係) 公有財産譲渡(譲与)申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p>	<p>備考 1 (略) 2 (略) 3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第13号(第53条関係) 公有財産譲渡(譲与)申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長) (福島県教育委員会の所管に 属する公所の長) (<u>福島県 警察署長</u>)</p>
<p>住所 申請者 氏名 法人にあっては、 その所在地、名 称並びに代表者 の職及び氏名</p> <p>下記のとおり普通財産(行政財産) を、貸して(使用させて)ください。 記</p>	<p>住所 申請者 氏名 法人にあっては、 その所在地、名 称並びに代表者 の職及び氏名</p> <p>下記のとおり普通財産(行政財産) を、貸して(使用させて)ください。 記</p>	<p>住所 申請者 氏名 法人にあっては、 その所在地、名 称並びに代表者 の職及び氏名</p> <p>下記のとおり普通財産を譲渡(譲与) してください。 記</p> <p>(略)</p>	<p>住所 申請者 氏名 法人にあっては、 その所在地、名 称並びに代表者 の職及び氏名</p> <p>下記のとおり普通財産を譲渡(譲与) してください。 記</p> <p>(略)</p>



<p>備考 1 (略) 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第14号 (第53条関係) 公有財産交換申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p> <p>住所 申請者 氏名 法人にあっては、 その所在地、名 称並びに代表者 の職及び氏名</p> <p>記 1 交換により取得しようとする普通 財産 下記のとおり普通財産を交換して ください。</p> <p>(略)</p> <p>2 交換に供しようとする財産</p>	<p>備考 1 (略) 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第14号 (第53条関係) 公有財産交換申請書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長) (福島県教育委員会の所管に 属する公所の長) (福島県 警察署長)</p> <p>住所 申請者 氏名 法人にあっては、 その所在地、名 称並びに代表者 の職及び氏名</p> <p>記 1 交換により取得しようとする普通 財産 下記のとおり普通財産を交換して ください。</p> <p>(略)</p> <p>2 交換に供しようとする財産</p>
<p>(略)</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第15号 (第54条関係) 普通財産受領書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長)</p> <p>住所 申請者 氏名 法人にあっては、 その所在地、名 称並びに代表者 の職及び氏名</p> <p>記 年 月 日譲渡 (譲与、交換) を 受けた下記普通財産の引き渡しを受 けました。</p> <p>(略)</p> <p>備考</p>	<p>(略)</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A列4番とし、縦長にして用いる こと。 様式第15号 (第54条関係) 普通財産受領書 年 月 日 福島県知事 (福島県教育委員会教育長) (福島県警察本部長) (出先機関の長) (福島県教育委員会の所管に 属する公所の長) (福島県 警察署長)</p> <p>住所 申請者 氏名 法人にあっては、 その所在地、名 称並びに代表者 の職及び氏名</p> <p>記 年 月 日譲渡 (譲与、交換) を 受けた下記普通財産の引き渡しを受 けました。</p> <p>(略)</p> <p>備考</p>

- 1 (略)
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4番とし、縦長にして用いること。

- 1 (略)
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A列4番とし、縦長にして用いること。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(財産管理課)

**訓 令**

**福島県訓令第二号**

本 庁 機 関

福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令**

福島県水資源対策規程(昭和四十七年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「しななければならない」を「することができる」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和四年三月四日から施行する。

(復興・総合計画課)

**福島県教育委員会**

**福島県教育委員会訓令第一号**

教 育 庁

福島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月四日

福島県教育委員会

**福島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令**

福島県教育委員会職員安全衛生管理規程(昭和六十一年福島県教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第七号までの規定中「三」を削る。

**附 則**

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

**福島県公安委員会**

(福 利 課)



福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

福島県公安委員会委員長 佐々木 貢一

**福島県公安委員会規則第1号**

**福島県道路交通規則の一部を改正する規則**

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第4号オ中「(ウ)にあつては」を「(イ)にあつては」に改める。

第6条第2項中「と併せて様式第1号の8の標章」を削り、同条第3項を削る。

別表第3一般国道115号の項中「同市山上字山岸22番2地先」を「福島市松山町12番地先」に改め、同表一般国道459号の項中「二本松市成田日向3番1地先」を「二本松市三保内73番1地先」に改め、同表県道いわき上三坂小野線の項中「同市常磐下船尾町字古内285番1地先」を「同市小名浜島字渡地20番1地先」に改め、同表市道（郡山市）卸三丁目1号線の項の次に次のように加える。

市道（郡山市）本町開成線	郡山市開成二丁目60番地先から同市堂前町309番地先まで
市道（郡山市）大町大槻線	郡山市大槻町字中前田111番地先から同市栄町162番地先まで

別表第3市道（白河市）工業の森中央線の項の次に次のように加える。

市道（須賀川市）I-1号線	須賀川市仁井田字万開150番地1先から同市仁井田字広面53番地1先まで
市道（須賀川市）I-2号線	須賀川市森宿字北向78番地25先から同市仁井田字前田14番地1先まで

別表第3市道（須賀川市）I-11号線の項の次に次のように加える。

市道（須賀川市）I-12号線	須賀川市仁井田字広前121番地1先から同市季の郷169番地先まで
----------------	----------------------------------

別表第3市道（須賀川市）I-13号線の項の次に次のように加える。

市道（須賀川市）I-14号線	須賀川市丸田町22番地先から同市森宿字辰根沢58番地1先まで
----------------	--------------------------------

別表第3市道（須賀川市）2170号線の項中「同市館取町133番2地先」を「同市卸町33番地先」に改め、同表市道（須賀川市）2335号線の項の次に次のように加える。

市道（須賀川市）2705号線	須賀川市森宿字ヒジリ田54番地1先から同市森宿字辰根沢58番地1先まで
市道（須賀川市）2727号線	須賀川市森宿字ヒジリ田38番地2先から同市森宿字狐石82番地1先まで
市道（須賀川市）5418号線	須賀川市仁井田字前田14番地1先から同市仁井田字広面66番地1先まで

別表第3市道（田村市）光陽台線の項中「田村市船引町芦沢字高田21番2地先から同市船引町光陽台37番地先まで」を「田村市船引町笹山字笹森151番2地先から同市船引町芦沢字高田21番2地先まで」に改める。

様式第1号の8を削る。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の3第1項第4号オの改正規定は、公布の日から施行する。

(交通規制課)